

令和7年度 第2回 高齢者にやさしい地域づくり協議会

日時：令和8年2月12日（木）18：30～20：30

場所：佐伯市役所 本庁舎6階第1委員会室



佐伯市福祉保健部 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

次 第

- 1 開会
- 2 高齢者福祉課長 あいさつ
- 3 報告
令和7年度地域支援事業（包括的支援事業）の取組について
 - （1）地域ケア会議推進事業
 - （2）在宅医療・介護連携推進事業
 - （3）認知症総合支援事業
 - （4）生活支援体制整備事業
- 4 議事
佐伯市高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画について
- 5 閉会

高齢者にやさしい地域づくり協議会名簿

(令和7年4月1日～令和10年3月31日)

| 番号 | 役職 | 氏名 | 所属職名 |
|----|-----|--------|-------------------------------|
| 1 | 会長 | 島村 康一郎 | 佐伯市医師会 会長 |
| 2 | 副会長 | 下川 要二 | 佐伯市薬剤師会 会長 |
| 3 | 委員 | 池田 典子 | 大分県栄養士会南部支部代表 |
| 4 | 委員 | 五十川 智仁 | 佐伯市医療ソーシャルワーカー協会代表 |
| 5 | 委員 | 井上 雅公 | 佐伯市認知症総合支援部会 会長 |
| 6 | 委員 | 植田 実 | 佐伯市総合政策部長 |
| 7 | 委員 | 加藤 壮二 | 佐伯市福祉保健部長 |
| 8 | 委員 | 司農 ゆかり | 大分県看護協会佐伯地区理事 |
| 9 | 委員 | 染矢 芳樹 | 佐伯市社会福祉協議会 事務局長 |
| 10 | 委員 | 清田 恵子 | 大分県歯科衛生士会 県南支部代表 |
| 11 | 委員 | 土谷 健治 | 南部圏域佐伯地域リハビリテーション広域支援センター事務局長 |
| 12 | 委員 | 利光 史規 | 佐伯市歯科医師会 副会長 【新】 |
| 13 | 委員 | 戸高 親平 | 佐伯市介護支援専門員協会代表 【新】 |
| 14 | 委員 | 西嶋 信子 | 佐伯市民生委員・児童委員協議会 会長 |
| 15 | 委員 | 林下 陽二 | 大分県南部保健所 所長 |
| 16 | 委員 | 宮崎 正豊 | 佐伯市生活支援体制整備推進部会 会長 |
| 17 | 委員 | 山内 勇人 | 佐伯市在宅医療・介護連携推進部会 会長 |
| 18 | 委員 | 吉岡 健児 | 佐伯市地域振興部長 |

(会長・副会長以下、五十音順)

3 - (1) 地域ケア会議推進事業

高齢者等が尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムを構築するための重要な一つの方法として地域ケア会議の活用が求められています。

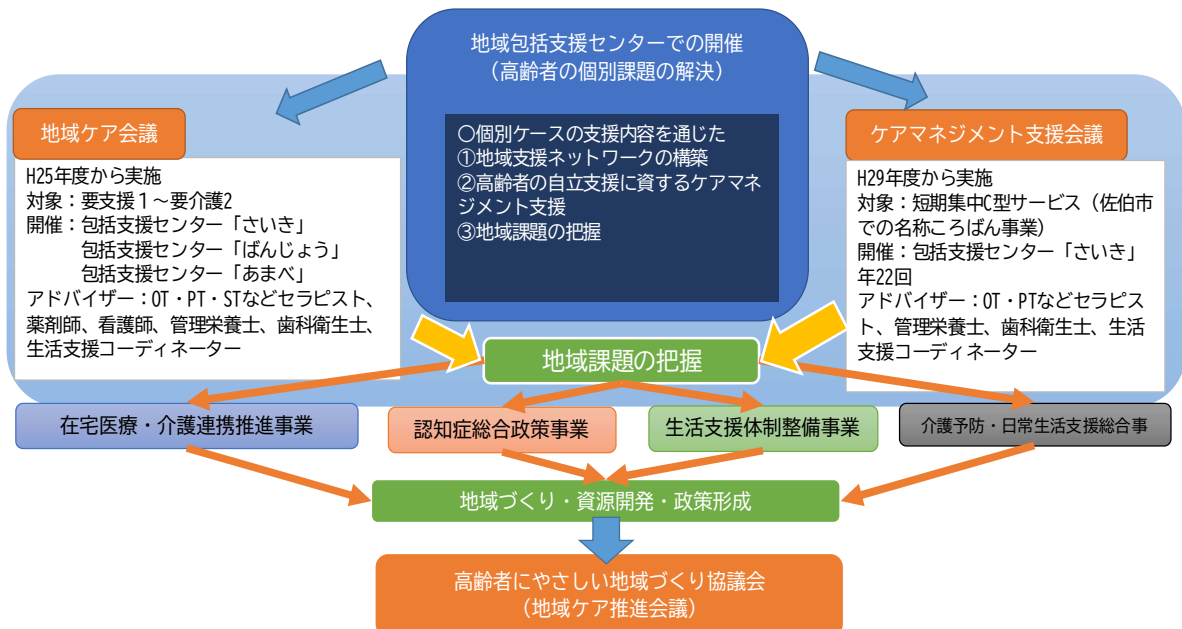
地域ケア会議において、個別ケースの支援内容の検討による課題解決や、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域ネットワークの構築などを行うことにより、高齢者個人に対する支援の充実を図ります。

また、個別ケースの積み重ねから地域課題を抽出し、その地域課題を解決するための地域づくり・社会資源の開発や施策等を充実させることで、高齢者への支援の社会基盤の整備を図っていきます。

地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備と同時に進めていく。地域包括ケアシステムの実現に向けた手法

- 具体的には、地域包括支援センター等が主催し、
- 医療、介護等の多職種が共同して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践量を高める。
 - 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確にする。
 - 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映など政策形成につなげる。



令和7年度 地域ケア推進事業 実績報告 (令和8年1月末時点)

| | 開催数 | 事例検討数 | 事業対象者 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | その他 (要介護3以上を含む) |
|-----------------------------|-----|-------|-------|------|------|------|------|--------------------|
| 地域ケア個別会議 (包括あまべ・ばんじょう含む) | 17 | 52 | 3 | 5 | 14 | 19 | 7 | 4 |
| ケアマネジメント 支援会議 | 18 | 77 | 68 | 7 | 2 | | | |

令和7年度 佐伯市地域ケア会議 地域課題

| | 地域課題 |
|-----------------------------|------|
| 地域ケア個別会議 (包括あまべ・ばんじょう含む) | 29 |
| ケアマネジメント支援会議 | 23 |

(内訳) 地域課題 地域支援事業別

| 介護予防・生活支援サービス事業 | 一般介護予防事業 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 認知症総合支援事業 | 生活支援体制整備事業 | その他 |
|-----------------|----------|---------------|-----------|------------|-----|
| 3 | 6 | 5 | 4 | 23 | 11 |

■地域課題（*抜粋）

在宅医療・介護連携推進

- 身寄りのない方の将来について、成年後見や ACP 等の情報提供を行うとともに、専門機関への早期のつながりが必要
- 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護サービスの認知度が低い。今後ケアマネなどの関係者への普及啓発が必要

認知症総合支援事業

- 認知機能低下など、いろいろな理由から社会参加活動が減ってくる人がいる。どのような場面でも認知症の人への正しい接し方についての普及啓発が必要。加えて他の精神疾患同様、普及啓発していくことが重要
- 認知機能に問題があっても、地域の中で暮らしていけるシステムづくり

生活支援体制整備事業（一般介護予防事業含む）

- 旧市内の移動手段としてワンコインバスなどあるとよい
- 畑作業や散歩を一緒に楽しめるボランティア支援
- 介護をする家族等を地域で孤立させない仕組みづくり
- 家から通える社会資源が限られている。他者との交流や外出機会を増やすために現在参加している支援型サロン月 2 回を増やすことはできないか
- ころばん卒業後も体操できる活動の場が欲しい。チアフルを全地域に作ってほしい
- 自宅で作っている野菜や果実をこども食堂とマッチングする仕組み

■介護予防ケアプラン研修会

| | |
|------|---|
| 日時 | 令和7年6月24日(火) 18:30~20:30(2時間) |
| 場所 | 佐伯市保健福祉総合センター「和楽」 |
| 対象 | ケアマネジャー・セラピスト、地域ケア会議に参加する医療介護職 |
| 内容 | <p>■研修テーマ：「その人らしさの自立支援を考える ～模擬地域ケア会議を通して～」</p> <p>① 模擬地域ケア会議(事例検討)</p> <p>② 研修「その人らしさの自立支援を考える」 講師：(株)アイトラック代表 佐藤 孝臣氏</p> |
| 参加人数 | 107人 |
| 備考 | ○本研修を受講した介護支援専門員の中で希望した方に研修受講証明書を発行 |

■参加職種の内訳

| | | | |
|---------------|---------|-------------|-----|
| ①医師 | 1人 | ②歯科医師 | 2人 |
| ③看護師 | 7人 | ④薬剤師 | 3人 |
| ⑤地域連携室職員 | 2人 | ⑥介護支援専門員 | 47人 |
| ⑦介護士 | 2人 | ⑧歯科衛生士 | 1人 |
| ⑨栄養士 | 6人 | ⑩PT・OT | 7人 |
| ⑪生活支援コーディネーター | 2人 | ⑫地域包括支援センター | 23人 |
| ⑬その他 | 4人(行政職) | | |

研修後アンケート 集計(回答者82名 無回答25名)

○参加して「大変よかった」・「よかった」と答えた割合は、85%

○今後の業務の参考になったと答えた割合は、92%

■自由記載

- わかっているながら、90歳という年齢でこれくらいできればと思ってしまう。90歳でも改善でき、本人が生き生き過ごせれば、認知症の予防にもなる。事例と講師の話聞きつつ、自分の中にある年齢、人生100年時代の介護予防、改めて切り替えが必要と感じました。
- 自身でできることを増やし自立を目標にしてはいるが家族は介護保険を使ってどうにかしてほしいと思う方が多い、家族や本人に、介護保険の目的を繰り返し説明する必要があると感じた。

令和8年度 地域ケア推進事業 年間計画

| | 年間回数 |
|----------------------------|------|
| 地域ケア個別会議（包括あまべ・ばんじょう含む） | 22 |
| ケアマネジメント支援会議 | 25 |
| 高齢者にやさしい地域づくり協議会（地域ケア推進会議） | 2 |

■ 地域ケア推進事業 研修会

【目的】

- ① 高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐことを目指すため、ケアマネジメントにおいて、具体的な課題や背景を整理し、適切なサービスや事業を提案するプロセスを通じて、高齢者の健康と自立をサポートできる医療介護職を増やす。
- ② 少子高齢化や高齢者単身世帯の増加などから生じている地域課題において、異なる専門性を持つ専門職が互いの役割や専門知識を学び合い、円滑に協力できる体制をつくる。

| | |
|----|--|
| 日時 | 令和8年6月中旬～7月下旬 18：30～20：30（2時間） |
| 場所 | 佐伯市保健福祉総合センター和楽 大研修室 |
| 対象 | ケアマネジャー・セラピスト、地域ケア会議に参加する医療介護職 |
| 内容 | 事例検討 ※自立支援に資するケアマネジメント研修 ※高齢者を取り巻く環境や生活課題に焦点を当てた研修 |

3- (2) 令和7年度佐伯市在宅医療・介護連携推進事業 実績

基本理念：住み慣れた地域で、幸せや生きがいを持ちながら、自分が望む場所で自分らしく暮らす

| サイクル | カテゴリ | 政策名 | 実績 | 令和7年度の対応策及び実績 | |
|-------------------|-----------------------|-----------------|---|--|---|
| P (計画) | ①現状分析・課題抽出・政策立案(plan) | 現状分析 | ■在宅医療・介護連携ガイドの活用 | 1回 | 【対応策】医療・介護の資源を取りまとめた「在宅医療・介護連携ガイド」の情報の更新を行い、HP上で周知を行う。情報の更新・変更については各事業所がHPの入力フォームから行う。 2月に情報更新依頼、3月中にHP更新を実施。 |
| | | 課題抽出 | ■大分県・佐伯市の現状の把握 | 1回 | 【対応策】医療や介護給付の動向、要介護認定者の推移や認知症の有病率等、大分県および佐伯市の基礎情報データを把握する。 【実績】第1回部会にてデータ共有済 |
| | | | ■住民の意識・意向の実態把握 | 3回 | 開催する講演会・研修等で、在宅医療・介護のアンケート調査を実施する。 【実績】令和7年9月29日(月)、令和7年11月16日(日)、令和7年12月9日(火) |
| | | | ■地域ケア会議等からの課題抽出の継続 | 随時 | 地域ケア会議等から抽出された地域課題を把握する。 【実績】地域ケア会議 年間22回実施 |
| | | | ■地域課題の検討 | 1回 | 地域課題の検討を部会で継続的に行う。 |
| | | 政策立案 | ■在宅医療・介護連携部会の開催 | 2回 | 年2回、本部会を実施し、現状分析・課題抽出から得られた医療・介護資源の活用方法や課題の解決方法についての施策を協議し、推進する。 |
| D (実行) | ②対応策の実施(do) | (4つの場面) 日常の療養支援 | ■相談支援センターの周知 | 随時 | 在宅医療・介護連携に関する相談支援を包括支援センター内に設置していることをホームページや各事業・研修会等で周知する。 |
| | | | ■住民向け講演会 | 2回 | 住民向け講演会を2地区(鶴見、宇目)で開催(認知症総合支援事業と共催) 鶴見地区：令和7年9月29日(月) 35名参加 宇目地区：令和7年12月9日(火) 23名参加 |
| | | | ■さいき在宅医療介護推進フォーラム | 1回 | さいき在宅医療介護推進フォーラム2025 【日時】令和7年11月16日(日) 9:30~12:30 185名参加 【場所】さいき城山桜ホール 【対象】市民、医療・介護関係者 【目的】在宅医療や介護について、本市で現在どのようなサービスが受けられるのかわ知っていたかどうかで、日常の療養支援から誰もが迎える最期において、在宅という選択ができるということの普及啓発を行う。 |
| | | | ■普及啓発のリーフレットの配布 | 随時 | 在宅医療・介護連携に関するパンフレット(在宅療養や人生会議・アドバンスケアプランニング、医療や介護、生活支援等の社会資源の紹介等)を用いて普及啓発を行う。 さいき在宅医療介護推進フォーラムや住民向け講演会等にて配布。 |
| | | | ■ICTによる情報共有・連携の推進 | 1回 | 部会員によるMCS(メディカルケアステーション)活用の推進 MCSの登録者増加のみならず、日常的な活用者の増加を目指す。 【実績】令和7年12月11日(木) 18:30~19:30 |
| | | | ■多職種による研修会の開催 | 3回 | 地域で取り組む在宅医療介護研修会～佐伯での実践事例を通して～ 【対象】市内の医療・介護関係者 【方法】毎回在宅医療・介護に関するテーマを設定し、事例の検討・テーマごとのミニレクチャーを多職種で行う。 【日時及び内容】 第1回目：令和7年5月8日(木) 18:30~20:30 61名参加 ①暮らし豊かな“ごちゃませ”シェアハウス ～空き家を利用したゼロ次予防と地域共生社会の拠点～ ②新しい認知症観への転換を！～わがまちなりの“地域共生”を目指して～ 第2回目：令和7年9月22日(月) 18:00~19:30 32名参加 ①行政説明「令和6年度入退院時情報共有ルール運用実態調査結果について」 ②事例検討「難病・精神・結核事例から考える多職種の情報共有・支援」 第3回目：令和8年1月15日(木) 18:30~20:00 56名参加 「佐伯市の事例から『看取り』を考える～さらなる多職種の連携・協働をめざして～」 |
| | | (4つの場面) 入退院支援 | ■入退院時情報共有ルールの定着 | 1回 | ①入退院時情報共有ルールの活用について、令和6年度に大分県が調査。その結果を部会で共有し、課題抽出を行う。 【令和6年度運用率】医療機関：85.7%、居宅・包括：61.9% ②入退院時情報共有ルールが定着しているか、多職種連携研修会でアンケート調査を実施、再度周知する。 ③佐伯市地域連携パスシートの活用。 |
| | | | ■連携室がない医療機関との連携 | 随時 | 佐伯地域看護ネット推進会議で医療機関との情報交換を継続。 |
| | | (4つの場面) 急変時の対応 | ■急変時における対応策についてのリーフレットの配布 | 随時 | 市が行っている緊急時の対応策やシステムについて、普及啓発を行う。 |
| | | | ■緊急時の対応策の情報共有 | 1回 | 【対応策】警察・消防等関係機関との会議へ参加 【実績】令和7年6月3日(火)「佐伯市SOSネットワーク事業に係る打合せ会議」 【内容】緊急情報キット事業・佐伯市SOSネットワーク事業連絡会議・緊急通報システム等緊急時に関する事項 |
| | | (4つの場面) 看取り | ■普及啓発のリーフレットの配布 | 随時 | 在宅医療・介護連携に関するパンフレット(在宅療養や人生会議・アドバンスケアプランニング、医療や介護、生活支援等の社会資源の紹介等)を用いて普及啓発を行う。 |
| | | | ■看取りや在宅医療についての検討 | 2回 (部会と兼ねる) | 【対応策】看取りや在宅医療について、連携体制等のハード面、佐伯市の実態からどのような事業を実施すべきか、必要に応じて検討する。【実績】「介護施設における高齢者の看取りに関するアンケート調査」を実施。調査結果をもとに、連携体制について協議する。 |
| ■人生会議・在宅医療に関する研修会 | 1回 | | 多職種連携研修会(地域全体の多職種の連携を図る) 入退院支援～急変時及び看取りの場面における事例検討 【対象】市内の医療・介護関係者 ※「日常の療養支援」での「地域で取り組む在宅医療介護研修会～佐伯での実践事例を通して～」の第2回目として開催。 | | |
| C(評価)・A(改善) | ③対応策の評価・改善(Check・Act) | ■在宅医療介護連携部会の開催 | 2回 | 年2回、本部会を実施し、現状分析・課題抽出から得られた医療・介護資源の活用方法や課題の解決方法についての施策を協議し、推進する。 | |

3- (2) 令和8年度佐伯市在宅医療介護連携事業 計画

基本理念：住み慣れた地域で、幸せや生きがいを持ちながら、自分が望む場所で自分らしく暮らす

| サイクル | カテゴリー | 政策名 | 目標 | 令和8年度の対応策 | |
|-----------|-----------------------|---------------------------|----------------------------------|--|--|
| P (計画) | ①現状分析・課題抽出・政策立案(plan) | ■在宅医療・介護連携ガイドの活用 | 年1回 | 医療・介護資源情報を集約し「在宅医療・介護連携ガイド」として市ホームページに掲載、周知を行う。情報の更新・変更は、各事業所がホームページの入力フォームから行う。 | |
| | | ■大分県・佐伯市の現状の把握 | 年1回 | 医療や介護給付の動向、要介護認定者の推移や認知症の有病率等、大分県および佐伯市の基礎情報データを把握する。 | |
| | | ■住民の意識・意向の実態把握 | 研修時 随時 | 開催する講演会・研修等で、在宅医療・介護のアンケート調査を実施する。 | |
| | | ■地域ケア会議等からの課題抽出の継続 | 随時 | 地域ケア会議等から抽出された地域課題を把握する。 ※地域ケア会議 年間22回実施予定 | |
| | | ■地域課題の検討 | 年1回 | 地域課題の検討を部会で継続的に行う。 | |
| | | ■在宅医療介護連携部会の開催 | 年2回 | 年2回、本部会を実施し、現状分析・課題抽出から得られた医療・介護資源の活用方法や課題の解決方法についての施策を協議し、推進する。 | |
| D (実行) | ②対応策の実施(do) | ■相談支援センターの周知 | 年1回 | 在宅医療・介護連携に関する相談支援を包括支援センター内に設置していることをホームページや各事業・研修会等で周知する。 | |
| | | ■住民向け講演会 | 年2回 (2地区) | 住民向け講演会を2地区で開催(認知症総合支援事業と共催) | |
| | | ■さいき在宅医療・介護連携推進フォーラム | 年1回 | さいき在宅医療介護推進フォーラム2026 【日時】令和8年11月29日(日)予定 【場所】さいき城山桜ホール 【対象】市民の医療・介護関係者 【目的】在宅医療や介護について、本市で現在どのようなサービスが受けられるのかわかっていただくことで、日常の療養支援から誰もが迎える最期において、在宅という選択ができるということの普及啓発を行う。 | |
| | | ■普及啓発のリーフレットの配布 | 研修時 随時 | 【◎】在宅医療介護連携に関するパンフレット(在宅療養や人生会議・アドバンスケアプランニング、医療や介護、生活支援する社会資源の紹介など)を用いて、普及啓発を行う。 在宅医療介護推進フォーラムや、地域で取り組む在宅医療介護研修会にて配布 | |
| | | ■ICTによる情報共有・連携の推進 | ワーキング グループ 年1回 | 部会員によるMCS(メディカルケアステーション)活用の推進 MCSの登録者増加のみならず、日常的な活用者の増加を目指す。 | |
| | | ■多職種による研修会の開催 | 年3回 | 地域で取り組む在宅医療介護研修会～佐伯での実践事例を通して～ 【対象】市内の医療・介護関係者 【方法】在宅医療・介護に関するテーマを設定し、事例の検討・ミニレクチャーを多職種で行う(全3回) 【内容(案)】MCS、ACP、看取り | |
| | | ■入退院時情報共有ルールの定着 | 共有ルールを知っている人の割合80%以上 | ①入退院時情報共有ルールの活用について、令和6年度に大分県が調査。調査結果を部会で共有。 【令和6年度運用率】医療機関：85.7%、居宅・包括：61.9% ②入退院時情報共有ルールが定着しているか、研修会等でアンケート調査の実施と周知を行う。 ③佐伯市地域連携パスシートの活用。 | |
| | (4つの場面)入退院支援 | ■連携室がない医療機関との連携 | 年7回 | 佐伯地域看護ネット推進会議で医療機関との情報交換を継続。 | |
| | | ■急変時における対応策についてのリーフレットの配布 | 研修時 随時 | 市が行っている緊急時の対応策やシステムについて、普及啓発を行う。 | |
| | (4つの場面)急変時の対応 | ■緊急時の対応策の情報共有 | 年1回 | 警察・消防等関係機関との会議へ参加 「佐伯市SOSネットワーク事業に係る打合せ会議」 内容：緊急情報キット事業・佐伯市SOSネットワーク事業連絡会議・緊急通報システム等緊急時に関する事項 | |
| | | ■普及啓発のリーフレットの配布 | 研修時 随時 | ◎と同じ 多職種連携研修会にて配布。 | |
| | (4つの場面)看取り | ■看取りや在宅医療についての検討 | ワーキング グループ 年2回 (部会と兼ねる) | 佐伯市の実態からどのような事業を実施すべきか、必要に応じて検討する。 令和7年度に「介護施設における高齢者の看取りに関するアンケート調査」を実施。調査結果をもとに、連携体制について協議する。 | |
| | | ■人生会議・在宅医療に関する研修会 | 年1回 | 多職種連携研修会(地域全体の多職種の連携を図る) 入退院支援～急変時及び看取りにおける事例検討の実施。 【対象】市内の医療・介護関係者 ※「日常の療養支援」での「地域で取り組む在宅医療介護研修会～佐伯での実践事例を通して～」の中で実施。 | |
| | C(評価)・A(改善) | ③対応策の評価・改善(Check・Act) | ■在宅医療介護連携部会の開催 | 年2回 | 年2回、本部会を実施し、現状分析・課題抽出から得られた医療・介護資源の活用方法や課題の解決方法についての施策を協議し、推進する。 |

3-（2） 在宅医療・介護連携推進事業（任意事業含む）

「終活」について

地域課題：“自分にもしものことがあったとき”について

令和7年度、地域課題である「自分にもしものことがあったとき」の解決に向けて、佐伯市ニーズ調査を実施し、本人の思いやニーズを把握する機会としました。また、介護施設からの救急搬送が増加しているという背景を踏まえ、実態を明らかにするため、介護施設に向けた急変時の対応・看取りに関するアンケートを実施しました。上記アンケート等を踏まえ部会の中で検討した結果、以下のような課題が見えてきました。

【ニーズ調査・介護施設向けアンケート結果からみえてきた課題】

- ・ ACP（人生会議）の認知度が低く、ACPの必要性が地域や住民に浸透していない
- ・ 介護職員等の専門職が、ACPや看取りについての知識・スキルを学ぶ機会が少ない
- ・ 急変時の対応の際、医師や消防と円滑な連携が難しい
- ・ 本人が望む場所での看取りを支援する連携体制や環境が十分でない ……など

【部会の中でみえてきた課題】

- ・ 元気な頃からの ACP への取り組みの普及
- ・ 急変時の連絡先の所在が明確でない
- ・ 介護施設の職員（特に夜間）のマンパワー不足
- ・ 看取りを行う医師の不足
- ・ 自宅で看取りを行うための情報不足（手続きや経済的負担等）
- ・ 介護職員の ACP や DNAR に対する認識が一致していない ……など

【今後に向けた取り組み】

“ニーズ調査やアンケート、部会等によって抽出されたニーズや課題を整理し、課題解決に向けた取り組みを実施する

- 案)・住民に向けた ACP の普及啓発を行う(研修企画や広報の工夫)
 - ・ 介護職員に向けた看取りに関する研修の企画
 - ・ 「終活」（急変時の対応・看取りを含む）について、多角的な視点で検討を重ね、取り組みを実施する ……など

さいき在宅医療介護推進フォーラム 2025

| | |
|-------|---|
| 日 時 | 令和7年11月16日(日) 9:30~12:30 |
| 場 所 | さいき城山桜ホール |
| テ ー マ | 「おうちで過ごそう! おうちに帰ろう! おうちという選択肢」 |
| 対 象 者 | 一般、医療・介護関係者 |
| 目 的 | 地域住民を対象に在宅医療や介護について、本市で現在どのようなサービスが受けられるのか知っていただくことで、日常の療養支援から誰もが迎える最期において、在宅という選択ができるということの普及啓発を行う。 |
| 内 容 | <p>①特別講演 講師：二ノ坂 保喜氏(福岡 へのさかクリニック)</p> <p>②実践報告 講師：山内 勇人氏(在宅支援クリニックえがお)</p> <p>③寸劇 「わしは家に帰って畑がしたいんじゃ! ~おじいちゃんを家につれて帰ろう作戦会議~」</p> <p>④福祉用具展示、リハビリコーナー</p> <p>⑤在宅医療・介護の相談コーナー(在宅での医療・介護に関する相談全般、薬剤、仕事と介護の両立相談)</p> <p>⑥食支援、歯科相談コーナー(介護食の実演や相談)</p> <p>⑦展示(在宅医療に関すること、緩和ケアに関すること、難病患者さんの紙面を通じた交流の場「南風」展示コーナー)</p> |
| 参加者数 | 185名 |



3- (3) 認知症総合支援事業 令和7年度 実績

| 認知症基本法 (基本的施策) | 認知症基本法 (個別目標) | 令和7年度の事業実績 |
|----------------------------|---|--|
| ①認知症の人に関する国民の理解の増進等 | 認知症サポーターの養成 | R7.12月末時点：10,351名 定期開催 年4回(5月、8月、11月、2月) |
| | 事業所・企業を対象とした認知症サポーター養成講座の開催 | 2企業【イオン九州(株)、(株)マルミヤストア】 |
| | 小学校での認知症サポーター養成講座の開催 | 2校【松浦小学校、鶴岡小学校】 |
| | 中学校での認知症サポーター養成講座の開催 | 2校【鶴見中学校、城南中学校】 |
| | 高校での認知症サポーター養成講座の開催 | 1校【文理大附属高校】 |
| | 希望地区等での認知症サポーターの養成 | サロン、外国人介護従事者向け 等 |
| | 認知症サポーターステップアップ講座の開催 | — |
| | 認知症ステップアップ講座(検索模擬訓練前)の開催 | 上堅田地区 |
| | チームオレンジ構築に向けたステップアップ講座の開催 | 3回 対象：鶴鶴クラブ(有償ボランティア) |
| | 地区公民館・コミュニティセンターでの認知症講演会(オレンジ・ナイトスクール)の開催 | 年2回【鶴見地区、宇目地区】 |
| | 各種高齢者関係団体での認知症講演会等の開催 | 随時対応 |
| | 登録サポーターへ各種イベント情報等の周知 | キャラバンメイトを中心にイベント周知 |
| | 各種情報媒体を活用した普及啓発活動 | 市報・市HP・CATV・SNSでの広報 |
| ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 | 本人ミーティング | 年4回(6月、10月、12月、3月) |
| | 佐伯市SOSネットワーク事業の拡大 | — |
| | 登録システムへの登録者数の増加 | 77名(R7.12月末時点) |
| | 緊急システムにおける協力機関の増加 | 237事業所(R7.12月末時点) R7.4月にマルミヤストア(株)と協定締結 |
| | 協力機関による連絡会議の開催 | 年1回【警察・消防との打ち合わせ】 |
| | 協力機関向け情報伝達訓練の開催 | 年1回 |
| | 希望する地域においてSOSネットワーク模擬訓練を開催 | 1地区【上堅田地区】 |
| ③認知症の人の社会参加の機会の確保等 | チームオレンジの構築 | — |
| | チームオレンジ構築数 | 1団体【有償ボランティア：鶴鶴クラブ】 |
| | 若年性認知症の方の支援整備 | 未実施 |
| ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 | 権利擁護研修会の開催 | 年1回(障がい福祉課と連携して実施) |
| | 市長申立や成年後見制度の助成制度についての普及啓発 | 随時 |
| ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 | 認知症初期集中支援チームによる各種支援の実施 | — |
| | 認知症初期集中支援チームの設置 | 長門記念病院に設置 |
| | 認知症初期集中支援チーム会議の開催 | 毎月第3木曜日16:00~17:00 |
| | 医療介護従事者対象 認知症対応力向上研修の開催 | 入門コース1回、ステップアップコース2回 |
| | 認知症家族介護教室の開催 | 年3回(7月、10月、1月) |
| ⑥相談体制の整備等 | 認知症の人と家族の会交流会の開催 | 毎月第2金曜日10:00~12:00【認知症地域支援推進員が参加】 |
| | 認知症相談会の開催 | 月1回【対象：認知症について不安がある方】 |
| | オレンジカフェの設置 | 2か所設置(R7.12月末時点) |
| | オレンジカフェ開設講座 | 未実施 |
| | 認知症地域支援推進員の配置 | 常駐2名 |
| ⑦研究等の推進等 | 市として取り組むことは困難ですが、随時情報収集を行い、情報提供を行っていきます。 | — |
| ⑧認知症の予防等 | 一般介護予防事業で実施 | 介護予防サポーター養成講座と認知症サポーター養成講座を同時開催している。一般介護予防事業の中で、認知機能低下やそのおそれがある方を対象にした教室(おげんき広場)を行う。第9期介護保険事業計画の中で、他市の事例を参考に、認知症予防の取組について検討していく。 |

3- (3) 認知症総合支援事業 令和8年度 計画

| 認知症基本法 (基本的施策) | 認知症基本法 (個別目標) | 令和8年度の事業計画 |
|------------------------------------|--|--|
| ①認知症の人に関する 国民の理解の増進等 | 認知症サポーターの養成 | 目標数：10,500名 (R7.12月末時点：10,351名) 定期開催 年4回 |
| | 事業所・企業を対象とした認知症サポーター養成講座の開催 | 1企業・事業所 |
| | 小学校での認知症サポーター養成講座の開催 | 2校 |
| | 中学校での認知症サポーター養成講座の開催 | 2校 |
| | 高校での認知症サポーター養成講座の開催 | 2校 |
| | 希望地区等での認知症サポーターの養成 | 希望があった地区、団体で開催 |
| | 認知症サポーターステップアップ講座の開催 | — |
| | チームオレンジ構築に向けたステップアップ講座の開催 | 1団体 対象：有償ボランティア団体 |
| | コミュニティセンターでの認知症講演会 (オレンジ・ナイトスクール)の開催 | 年2回 |
| | 各種高齢者関係団体での認知症講演会等の開催 | 随時対応 |
| | 登録サポーターへ各種イベント情報等の周知 | キャラバンメイトを中心にイベント周知 |
| 各種情報媒体を活用した普及啓発活動 | 市報・市HP・CATV・SNSでの広報 | |
| ②認知症の人の生活に おけるバリアフリー化 の推進 | 本人ミーティング | 年4回 |
| | 佐伯市SOSネットワーク事業の拡大 | — |
| | 登録システムへの登録者数の増加 | 行事ごとに広報・周知し、登録者数増を目指す(目標数：90名) 【R7.12月末時点登録者数：77名】 |
| | 緊急システムにおける協力機関の増加 | 市と連携協定していただいた事業所へ提案(目標数：240事業所) |
| | 協力機関による連絡会議の開催 | 年1回【警察・消防との打ち合わせ】 |
| | 協力機関向け情報伝達訓練の開催 | 年1回 |
| ③認知症の人の社会参 加の機会の確保等 | チームオレンジの構築 | — |
| | チームオレンジ構築数 | 1団体【有償ボランティア】 |
| | 若年性認知症の方の支援整備 | 検討 |
| ④認知症の人の意思決 定の支援及び権利利益 の保護 | 権利擁護研修会の開催 | 年1回(障がい福祉課と連携) |
| | 市長申立や成年後見制度の助成制度についての普及啓発 | 随時 |
| ⑤保健医療サービス及 び福祉サービスの提供 体制の整備等 | 認知症初期集中支援チームによる各種支援の実施 | — |
| | 認知症初期集中支援チームの設置 | |
| | 認知症初期集中支援チーム員会議の開催 | |
| | 医療介護従事者対象 認知症対応力向上研修の開催 | 入門コース1回、ステップアップコース2回 |
| | 認知症家族介護教室の開催 | 年3回 |
| ⑥相談体制の整備等 | 認知症の人と家族の交流会の開催 | 毎月第2金曜日10：00～12：00【認知症地域支援推進員が参加】 |
| | 認知症相談会の開催 | 月1回【対象：認知症について不安がある方】 |
| | オレンジカフェの設置 | — |
| | オレンジカフェ開設講座 | 随時 |
| | 認知症地域支援推進員の配置 | 常駐2名 |
| ⑦研究等の推進等 | 市として取り組むことは困難ですが、随時情報収集を行い、情報提供を行っていきます。 | — |
| ⑧認知症の予防等 | 一般介護予防事業で実施 | 介護予防サポーター養成講座と認知症サポーター養成講座を同時開催している。一般介護予防事業の中で、認知機能低下やそのおそれがある方を対象にした教室(おげんき広場)を行う。第9期介護保険事業計画の中で、他市の事例を参考に、認知症予防の取組について検討していく。 |

3 - (3) 認知症総合支援事業

令和7年度の主な取組

【認知症施策における官民連携】

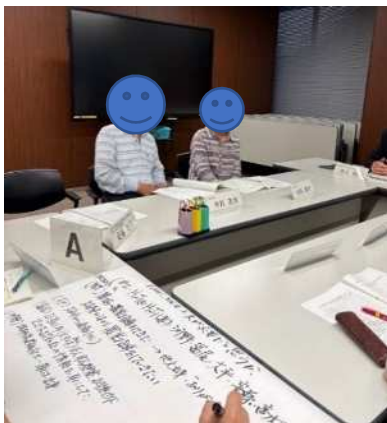
今年度、大分県高齢者福祉課の協力を得て、イオン九州（株）ホームワイド鶴岡店、佐伯南店の従業員を対象に、認知症サポーター養成講座を実施しました。

また、本市と包括連携協定を締結している（株）マルミヤストアの本社及び市内店舗の従業員を対象に、講座を実施しました。マルミヤストアでは、マルミヤ野口店の協力を得て、スローショッピングを実施しました。スローショッピングは、認知症の人が安心してゆっくり買い物を楽しめるように支援する取組です。当日は、認知症の人とその家族、チームオレンジのサポーターが参加しました。サポーターがご本人のサポートに付き、話をしながらお買い物を楽しんでいました。今後の開催については、関係各所と協議しながら検討したいと考えています。



【認知症本人の参画】

今年度から、本人の声を施策に反映していくため、認知症本人とそのご家族が、認知症総合支援部会の委員として参画しています。



【佐伯市認知症施策推進基本計画（仮称）の策定】

第10期介護保険事業計画の中に、佐伯市認知症施策推進基本計画(仮称)を策定予定。
 認知症施策推進基本計画(仮称)は、認知症総合支援部会とともに、検討を重ねていきたいと思

3-（４） 生活支援体制整備事業

1 事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、地域の互助を進め、住民主体のサービスが活性化するよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する事業です。

本事業では、地域の困りごとを協議し解決に向けて話し合う協議体を設置し、地域のサポート役である生活支援コーディネーター（SC）の保有する情報やネットワーク等を活用しながら地域資源の発掘や立ち上げ、地域課題と資源の繋ぎを行います。

生活支援コーディネーターの設置については、本市は佐伯市社会福祉協議会に業務を委託しています。令和7年度は第1層（佐伯市全体）コーディネーター2名と第2層（地区社協ごと）コーディネーター17名を配置し、各地区の地域課題の抽出及び課題解決に向けた取組を実施しています。

2 令和7年度事業実績

（1）第1層協議体

高齢者にやさしい地域づくり協議会生活支援体制整備部会

①令和7年7月16日（水）14:00～

②令和8年1月16日（金）14:00～

令和7年度の取組や移動支援の取組、令和7年度の事業報告について説明をしました。
また、グループワークでは、トキハひまわりホールについて話し合いをしました。

（2）その他

□地域課題への対応

- ・地域ケア個別会議・ケアマネジメント支援会議や第2層協議体の中で抽出された地域課題に対応しています。
- ・市内の地域資源の更なる把握や、ボランティア等の活動の場づくり・マッチング
- ・地域ごとの課題解決に向け、地域コミュニティ協議会等の住民団体と連携した取組を推進しています。

□生活支援体制整備事業の紹介と広報活動

- ・地域と顔の見える関係を構築するために、生活支援コーディネーターの顔写真入りのチラシやパンフレットを配布しています。また生活支援コーディネーターの活動について、ケーブルテレビの撮影をし、行政チャンネルで放送されました。

□企業との連携

- ・トキハインダストリー佐伯店の貸スペースを活用した取組については、事業実施に向けて検討を進めています。

□移動支援

- ・ 弥生地域・直川地域の実施状況の確認を行っています。
- ・ 上浦地域については、県のスーパーバイザー派遣事業でスポット支援を活用し、アドバイスを受けて、検討を進めています。

| 協議日 | 上浦地区 |
|----------|---|
| R7.4.7 | 移動支援にかかるスポット支援の打ち合わせ(SC、コミュニティ協議会、市) |
| R7.4.10 | ニーズ調査について、民生委員長と打ち合わせ |
| R7.4.24 | 移動支援スポット支援打ち合わせ(SC、コミュニティ協議会、市、県、全国移動ネット) |
| R7.6.16 | 移動支援にかかるスポット支援打ち合わせ(SC、市) |
| R7.7.30 | 民生委員会定例会で移動支援アンケート調査依頼 |
| R7.9.2 | 移動支援について打ち合わせ(SC、コミュニティ協議会) |
| R7.10.6 | アンケート結果集計作業 |
| R7.10.14 | 11/13移動支援スポット支援説明会事前打合せ(SC、コミュニティ協議会、県、市、全国移動ネット) |
| R7.11.13 | 移動支援スポット支援説明会(SC、コミュニティ協議会、県、市、全国移動ネット) |
| R8.1.28 | 移動支援について打ち合わせ(SC、コミュニティ協議会) |

3 令和8年度の主な取組

(1) 地域課題への取組

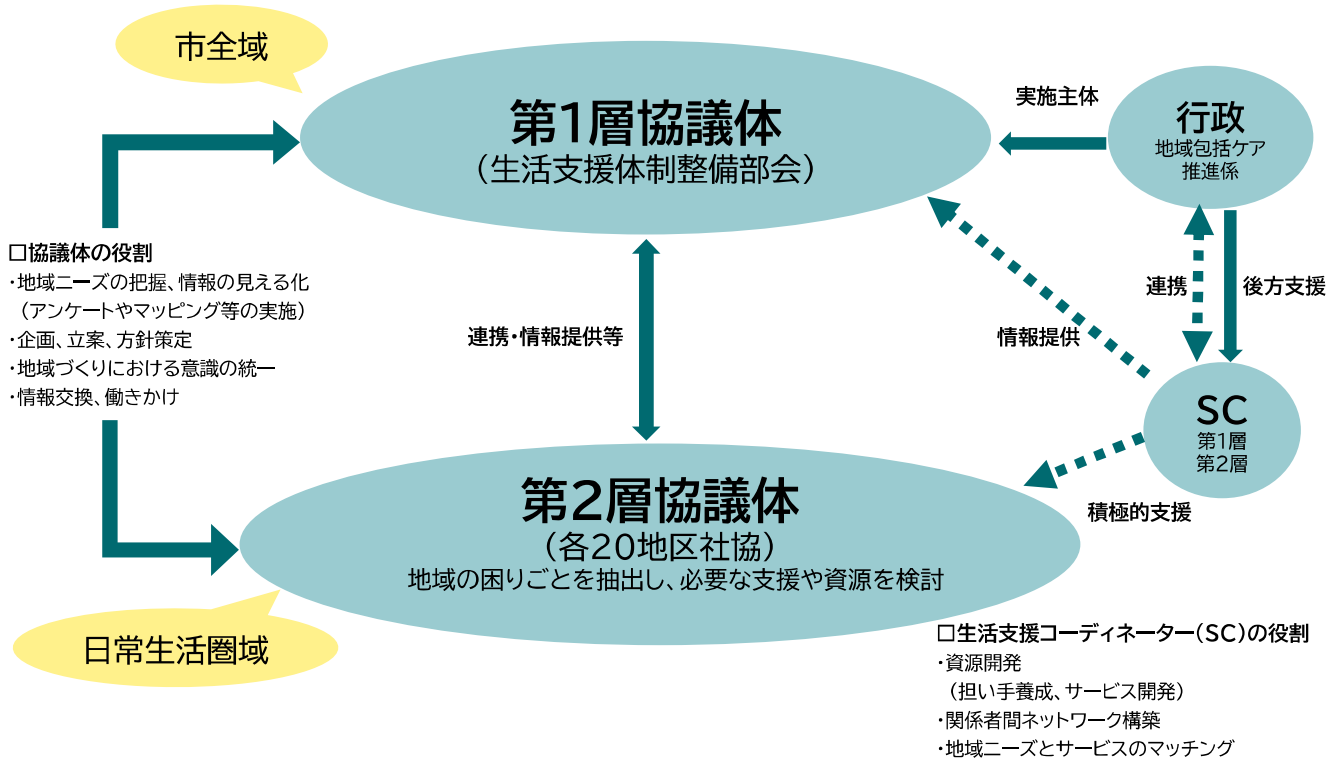
地域ケア個別会議、ケアマネジメント支援会議、第2層協議体で抽出された地域課題については、高齢者にやさしい地域づくり協議会や生活支援体制整備部会において、保健・医療・福祉が一体的に連携する事業の構築を通じて、課題解決に向けた取組を実施します。

(2) 住民参画・官民連携推進事業

この事業は、地域社会の自立と活性化を促進するために、住民や地域団体、行政、民間企業などが連携し、住民の意見やニーズを反映した地域づくりを目指す取組です。

佐伯市でも、実施に向けて検討します。

生活支援体制整備事業体制図



地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築

○「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月7日)等を踏まえ、同事業への多様な主体の参入を促進する観点から、以下の取組を行う。

- ① 市町村が、生活支援体制整備事業を活用し官民連携のための取組を進めることについて、地域支援事業交付金により支援
 - ② 都道府県が、官民連携の場として生活支援体制整備事業プラットフォームを構築する取組について、地域医療介護総合確保基金により支援
 - ③ 国においても、地域づくり加速化事業の一環として、生活支援体制整備事業プラットフォームを構築
- ※ 令和6年度の保険者強化強化中央研修(国立保健医療科学院)において、①～③の取組を支援する研修の充実化を図る。

① 生活支援体制整備事業に係る標準額の増額(市町村)

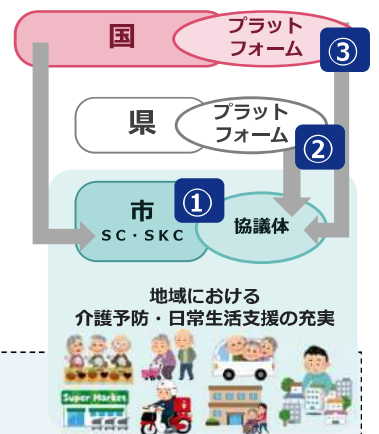
○「住民参画・官民連携推進事業」(生活支援コーディネーターがタウンミーティング等を行い、地域の医療・介護関係者、多様な主体(民間企業や多世代の地域住民等)とともに地域課題の洗い出しと解決策の検討を行った上で、民間企業等を活用した地域での生活支援や介護予防活動・社会参加活動・就労的活動に資する事業の企画・立案～実装～運営(モデルの実施を含む)を行う事業)を実施した場合、生活支援体制整備事業に係る標準額の増額(1市町村あたり4,000千円)を認める。

②③ 生活支援体制整備事業プラットフォームの構築(都道府県・国)

○国・都道府県において、高齢者の介護予防・日常生活支援の活動を通じた地域づくりに取り組む官民の関係団体により構成されるプラットフォームを構築し、市町村や生活支援コーディネーター・協議体の活動と地域の多様な主体との活動をつなげるための広域的支援を行う。

(※) 都道府県における生活支援体制整備事業プラットフォーム構築の支援は、地域医療介護総合確保基金(介護人材確保分)の「地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業」の「助け合いによる生活支援の担い手の養成事業(高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する事業)」を活用して実施。

取組イメージ



介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における中間整理(抄)(令和5年12月7日)

- Ⅰ. 総合事業の充実のための具体的な方策
2. 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充(地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築)

○民間企業などの地域の多様な主体は、市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、市町村やこうした多様な主体をつなげるためのキーパーソンとなる生活支援コーディネーター等との接点も少ない。このため、国や都道府県に生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築し、総合事業と民間企業などの地域の多様な主体との接続を促進することが必要である。

○併せて、生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。その際、生活支援コーディネーターの活動全体に対する評価の考え方や手法についても検討を進めていく必要がある。

有償ボランティア団体一覧表

| | 活動地域 | 名称 | 庭木の剪定・草刈 草取り（家の周り） | 付き添い ① （買い物） | 付き添い ② （受診） | 付き添い ③ （散歩） | ゴミ出し | 窓ふき | 重たい物の 移動 | （簡単な） 片づけ | 話し相手 | 電球交換 | （簡単な） 曇掃除 | その他 | 備考 |
|-----|---------|----------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|-------------------|------|-----|-------------|--------------|------|------|---------------|-------------------------------|---|
| 旧佐伯 | 大入島地域 | 大入島たすけ愛隊 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| | 青山地域 | 助け愛たい青山 | ○ | | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | 問い合わせ先 各地区区長及び 青山地域コミュニティセンター内 |
| | 木立地域 | 木立地域コミュニティ協議会 草刈隊 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 西上浦（全域） | 西上浦地域コミュニティ協議会 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 佐伯エリア | 輝プロデュース ライフサポート | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | 令和7年度現在 包括支援センターさいき 依頼ケース対応 |
| 上浦 | 上浦全域 | ちょこボラかみうら | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 事務局（社協上浦支部）が受付窓口となり サポーターに依頼をふる。 |
| 弥生 | 床木地区 | 床木「とことこ隊」 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 屋根のとい 清掃 | 事務局（社協弥生支部）が受付窓口となり サポーターに依頼をふる。 |
| | 弥生全域 | ちょこちょこマーチ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 布団干し 衣類洗い | 事務局（社協弥生支部）が受付窓口となり サポーターに依頼をふる。 |
| | 弥生全域 | はびどら | | | | | | | | | | | | 地域移動 支援 | ・70歳以上で弥生地区に住所を有する方 ・家族の移動支援の援助が困難な方 ・公共交通機関の利用が困難な方 ※上記すべての条件を満たし、民生委員等 の推薦があった方 |
| 本匠 | 本匠全域 | みずぐるま | ○ | ○ | 要相談 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 布団干し 灯油の補充 | 地区社協事務局補佐 （社協本匠支部：57-6065） | |
| 宇目 | 宇目全域 | 宇目つくし隊 | ○ | | | | ○ | ○ | 要相談 | ○ | ○ | ○ | | 日よけの 設置など | 大字担当を置いている |
| 直川 | 直川全域 | 直川地域協力隊 | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | 5地区に支部長を置いている |
| 鶴見 | 鶴見全域 | 鶴鶴クラブ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | 事務局（鶴見地区社協） （社協鶴見支部：33-7003） |
| 米水津 | 米水津全域 | 米水津たすけ愛隊 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | 佐伯市社協米水津支部 36-7910 地区ごとに3役代表を置く |
| 蒲江 | 畑野浦地区 | 畑野浦生活応援隊 | ○ | | | | | | | | | | | 軽度作業 （要相談） | 問い合わせ先 佐伯市社協蒲江支部 42-0154 |
| | 竹野浦河内地区 | 竹野浦河内カントリー 支援隊 | ○ | | | | | | | | | | | | 問い合わせ先 佐伯市社協蒲江支部 42-0154 |
| | 蒲江地域全域 | かまえ ライフサポート | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | 布団干し など | 問い合わせ先 佐伯市社協蒲江支部 42-0154 |

※サービスを利用するには条件があります。（お一人暮らしの高齢者・高齢者夫婦・障害のある方等）

※記載のないサービスご希望や料金等の詳細は直接お問い合わせください。

R7.12 更新

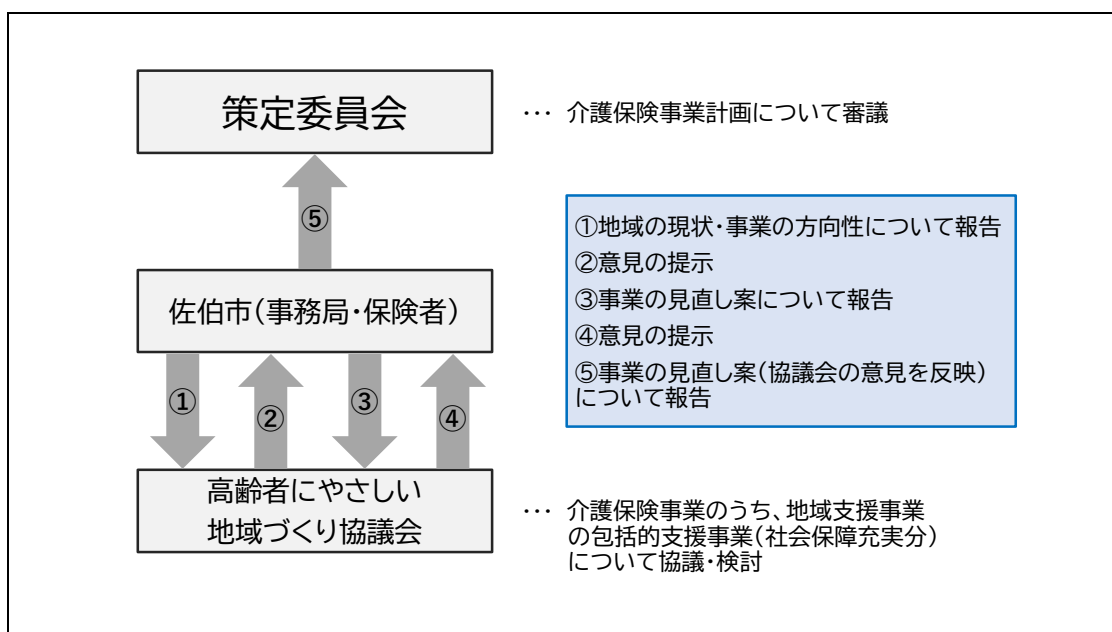
4 議事 佐伯市高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画について

第9期介護保険事業計画の期間が令和8年度で終了することから、本市では令和8年度に第10期介護保険事業計画（以下「第10期計画」という。）の策定を行う予定としています。

介護保険事業計画全体の策定を行う佐伯市介護保険事業計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）は市の条例上、介護保険事業計画の策定に関すること及び老人福祉計画の策定に関すること並びにそれらに必要なことについて審議するとされています。また、佐伯市高齢者にやさしい地域づくり協議会（以下「本協議会」という。）は国の地域支援事業実施要綱上では「地域ケア推進会議」と位置づけられており、市の設置要綱上では、介護保険事業における地域支援事業のうち、包括的支援事業（社会保障充実分）である①在宅医療・介護連携の推進に関すること ②認知症施策の推進に関すること ③生活支援体制整備の推進に関すること及びその他市長が必要と認める事項について協議及び検討を行うものとされています。

策定委員会及び本協議会はともに介護保険事業（一部）について審議等を行うものですが、これまでその関係性があいまいとなっていましたので、今回の計画策定に当たり、その関係性を改めて整理し、策定に向けて双方の役割を確認します。

（1）策定委員会と本協議会の関係性



(2) 策定委員会と本協議会の関係性及び第10期計画策定スケジュールについて

| 開催時期（予定） | 策定委員会 【介護保険事業全体】 | 本協議会 【包括的支援事業（社会保障充実分）】 |
|----------|--|--|
| 令和8年 2月 | | 令和7年度第2回協議会 所掌事務の方向性についての意見 ⇒事務局で事業案作成 |
| 5～6月 | | 令和8年度第1回協議会 所掌事務の事業に係る事務局案・意見 |
| 7月 | 第1回策定委員会 第9期の進捗状況報告、 事業見直し案（方向性） について | 各部会 事業について更に意見があれば集約 ⇒策定委員会における意見と併せて 事務局案に反映 |
| 8月～9月 | | |
| 10月 | 第2回策定委員会 事業見直し案について | |
| 11月 | 第3回策定委員会 計画案・保険料について | |
| 12～1月 | （パブリックコメント） | 各部会 計画策定の状況について報告 |
| 令和9年 2月 | 第4回策定委員会 計画案（最終）について | 令和8年度第2回協議会 計画案（最終）についての報告 |
| 4月 | 第10期計画スタート | |

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）の方向性について

○国の施策方向性 ※詳細は別紙をご確認ください。

- ・2040年に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには大きな差が生じることが見込まれ、サービス需要の変化が様々となる。このような中において、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、その地域の状況に応じたサービス提供体制を構築していくことが重要である。
- ・頼れる身寄りがない高齢者等や複合的な課題を抱える世帯の増加等が見込まれる中、高齢者が抱える複雑化・複合化した課題を地域で受け止め、関係者が専門性を十分に発揮しながら地域課題の実効的な解決につながる取組を推進する。
- ・行政や専門職のみならず、住民団体や企業等多様な主体を含めた地域の力を組み合わせ

せた支え合いの体制づくりを効果的に行えるよう支援していくことが重要である。

○今後予想される本市の状況

- ・総人口の減少や、生産年齢人口と高齢者人口の逆転、世帯構成における高齢者の割合上昇が見込まれる。
- ・介護サービス事業所を含め、医療機関や小売店など生活インフラの縮小が予想される。
- ・2040年に向けて、地域包括ケアシステムの構成主体（医療・介護専門職、相談支援、地域での支え合い、高齢者本人等）のそれぞれの役割を再度明確化する必要がある。その上で、様々な主体が連携・協力し、本市の地域包括ケアシステムの深化として目指す姿を再設定し、本市の実情に応じた支え合い体制を構築していく必要がある。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。2040年に向けて、その包括的な確保が求められている。

国の施策の方向性及び今後予想される本市の状況を考慮し、本協議会の所掌事務（在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業）についてどうあるべきか、ご意見をお聞かせください。

佐伯市の人口推計（年少人口／生産年齢人口／高齢者の世代別内訳）

| | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 0～14歳 | 6,984 10.4% | 5,753 9.5% | 4,562 8.3% | 3,768 7.6% | 3,398 7.6% | 3,120 7.8% | 2,834 7.9% |
| 15～64歳 | 32,356 48.4% | 27,920 46.0% | 25,182 45.7% | 22,583 45.3% | 19,312 43.0% | 16,394 40.8% | 14,074 39.3% |
| 内訳 65歳以上 | 27,511 41.2% | 26,965 44.5% | 25,395 46.1% | 23,479 47.1% | 22,159 49.4% | 20,659 51.4% | 18,871 52.7% |
| 65～74歳 | 12,484 18.7% | 10,580 17.4% | 8,628 15.6% | 7,454 15.0% | 7,500 16.7% | 7,538 18.8% | 6,490 18.1% |
| 75～84歳 | 9,296 13.9% | 10,281 17.0% | 10,537 19.1% | 8,967 18.0% | 7,377 16.4% | 6,427 16.0% | 6,528 18.2% |
| 85歳以上 | 5,731 8.6% | 6,104 10.1% | 6,230 11.3% | 7,058 14.2% | 7,282 16.2% | 6,694 16.7% | 5,853 16.4% |
| 総数 | 66,851 | 60,638 | 55,139 | 49,830 | 44,869 | 40,173 | 35,779 |

別紙 介護保険制度の見直しに関する意見（概要版抜粋）

（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

- ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である
- ・「中山間・人口減少地域」（今後高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域）については、サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう枠組みを検討する

II 地域包括ケアシステムの深化

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である
- ・2040年に向けた医療・介護連携に係る提供体制等について、実効的な議論を行う場を持つ必要がある
- ・介護予防・日常生活支援総合事業について、都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する
- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する
- ・頼れる身寄りがない高齢者等や複合的な課題を抱える世帯の増加等が見込まれる中、高齢者が抱える複雑化・複合化した課題を地域で受け止め、関係者が専門性を十分に発揮しながら地域課題の実効的な解決につながる取組を推進する

III 介護人材の確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

（省略）

IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

- ・軽度者（要介護1・2）への生活援助サービス等に関する給付の在り方について、多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

介護保険制度の見直しに関する意見（概要） （令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

- 地域の類型の考え方
 - ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である
- 中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）
 - ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
 - ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
 - ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する
- 大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）
- 一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）
 - ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

- 特例介護サービス等の枠組みの拡張
 - ・中山間・人口減少地域において、職員の賃金の改善に向けた取組、ICT機器の活用や、サービス・事業所間の連携等を前提に、職員の負担への配慮やサービスの質の確保の観点も踏まえ、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うため、特例介護サービスに新たな類型を設ける（施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象）★

○地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

- ・特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★
- 介護サービスを事業として実施する仕組み
 - ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける
- 介護事業者の連携強化
 - ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★
- 既存施設の有効活用
 - ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

○調整交付金の在り方

- ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合
 - ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する

※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

- 医療と介護の協議の場等
- ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

- 有料老人ホームにおける安全性及び質の確保
- ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
- ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
- ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける
- 入居者による有料老人ホームやサービスやサービスの適切な選択
- ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける
- 入居者紹介事業の透明性や質の確保
- ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する
- いわゆる「困い込み」対策の在り方等
- ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
- ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる
- 住まいと生活の一体的支援
- ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

- 人材確保のためのプラットフォーム
- ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- 生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等
- ・国及び都道府県の責務として位置付ける
- ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する
- 介護予防を主軸とした多機能の支援拠点
- ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

- 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援
- ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがいない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
- ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方
- ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする
- ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等
- ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
- ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を定める
- 有料老人ホームに係る相談支援
- ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- 自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する
- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する
- 事業者間の連携、協働化等
- ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める
- 科学的介護の推進
- ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
- ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
- ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

- 1号保険料負担の在り方
 - ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準
 - ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
 - ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う

- 補足給付に関する給付の在り方
 - ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
 - ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①イ・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）

- 多床室の室料負担
 - ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
 - ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めるところが考えられるところ、丁寧に検討を行う

- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方
 - ・多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う
- 被保険者範囲・受給者範囲
 - ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 金融所得、金融資産の反映の在り方
 - ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
 - ・金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえて、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う
- 高額介護サービス費の在り方
 - ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

- 介護被保険者証の事務・運用
 - ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
 - ・電子資格確認を導入する
 - ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
 - ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う
- 高齢者虐待防止の推進
 - ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
 - ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする
- 要介護認定
 - ・申請代行が可能な者を拡大する
 - ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する
- 特定福祉用具販売
 - ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う
- 国民健康保険団体連合会の業務
 - ・介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

佐伯市告示第48号

佐伯市高齢者にやさしい地域づくり協議会設置要綱を次のように定める。

平成28年3月30日

佐伯市長 西嶋泰義

佐伯市高齢者にやさしい地域づくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者の生活を地域で支えるために医療・介護の関係者が連携を図り、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援体制を構築することを目的として、佐伯市高齢者にやさしい地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、高齢者の生活を支援するため、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 在宅医療・介護連携の推進に関すること。
- (2) 認知症施策の推進に関すること。
- (3) その他協議会の設置の目的を達成するため、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 市民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたときは、市長は直ちに後任者を委嘱し、又は任命するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、市長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、会議を欠席する場合においては、あらかじめ会長の承諾を得て、代理の者を出席させることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、高齢者の生活を地域で支える分野別の事項を検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。